

# 4月9日(日) 7時～20時 愛媛県議会議員選挙

問 松前町選挙管理委員会 ☎ 985-4132 FAX 985-4148

## 投票できる人

平成17年4月10日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

- ①令和4年12月30日までに松前町に転入届を出した(住民登録がある)人で、引き続き松前町に住んでいる人
- ②松前町の選挙人名簿に登録されていて、令和4年12月31日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、その後も引き続き県内に住んでいる人

※ ②の場合、住民票担当課が発行する「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の確認」を受けることが必要です。詳しくはお問い合わせください。  
※ 他市町の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市町での投票となります。

## 期日前投票

仕事、病気やレジャーなどで投票日に投票できない人は、「期日前投票」ができます。感染症対策で、当日の密集を避けることも、期日前投票を行う理由として認められています。投票日当日に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

- ▶ 日程 4月1日(土)～8日(土)  
8時30分～20時
- ▶ 場所 役場2階大会議室

投票所入場券裏面の宣誓書に記入を



## 投票所入場券

投票所入場券は、3月31日(告示日)から選挙人に郵送を開始します。投票日が近くなっても投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会に連絡してください。

なお、投票所入場券を紛失した場合や、まだ手元に届いていない場合でも投票できますので、投票所の受け付けで申し出てください。

## 不在者投票

次に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在者投票ができます。手続きに日数がかかりますので、申請方法・期限などは早めにお問い合わせください。

- ①仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合  
→ 滞在地の選挙管理委員会
- ②県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合  
→ 入院入所中の施設(施設長に申し出てください)

## 選挙公報

候補者や政党などの考え方が分かるよう、選挙公報を新聞折り込みでお届けします。東、西、北公民館にも備えるほか、県選挙管理委員会のホームページにも掲載予定です。

## 投票所

お住まいの区域によって投票所が異なります。投票所入場券にも記載していますので、ご確認ください。

| 投票区 | 投票所      | 区域        |
|-----|----------|-----------|
| 第1  | 黒田保育所    | 南黒田・北黒田   |
| 第2  | 松前小学校体育館 | 宗意原・新立    |
| 第3  | 古城幼稚園    | 本村・筒井     |
| 第4  | 出作集会所    | 徳丸・中川原・出作 |
| 第5  | 東公民館     | 神崎・鶴吉     |

| 投票区 | 投票所    | 区域           |
|-----|--------|--------------|
| 第6  | 小富士保育所 | 横田・大溝・永田・東古泉 |
| 第7  | 白鶴保育所  | 大間・上高柳・恵久美   |
| 第8  | 北公民館   | 昌農内・西高柳・西古泉  |
| 第9  | 北川原集会所 | 北川原・塩屋       |